

かんたんデータコピーアプリ利用規約

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、「かんたんデータコピー」の名称で提供するアプリケーションソフトウェア(以下「本アプリ」といいます。)の利用に関し、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(本規約の適用)

本規約は、お客様が本アプリをご利用いただくにあたって適用される条件を定めるものです。本規約の内容に同意していただけない場合、本アプリをご利用いただくことはできません。

第2条(定義)

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ当該各号に掲げる意味として用いるものとします。

- ① 本契約: 当社から本アプリの提供を受けてご利用いただくための本規約に基づく契約をいいます。
- ② 契約者: 当社との間で本契約を締結した者をいいます。
- ③ 本アプリ情報サイト: 本アプリに関する情報を掲載した当社のウェブサイト <https://www.softbank.jp/mobile>(この URL 配下のウェブサイトを含みます)をいいます。なお、本規約において本アプリ情報サイト上に定めることとしている条件については、本アプリ情報サイト上の定め(本アプリ情報サイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。)も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ④ 対応端末: 当社が本アプリを利用することができる携帯電話端末として、別途本アプリ情報サイト上で指定する端末をいいます。
- ⑤ 本件権利者: 当社に本アプリに関する権利を許諾した第三者をいいます。
- ⑥ 知的財産権: 著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条および第 28 条の権利を含む。)、意匠権、実用新案権、商標権、特許権その他一切の知的財産権の総称をいいます。
- ⑦ 反社会的勢力: 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。

第3条(本アプリの機能等)

(1) 本アプリは、次の各号に掲げる機能(以下「本機能」といいます。)を有しますが、対応端末の種別(詳細は、本アプリ情報サイト上に定めるとおりです。)、本アプリのバージョン等によ

っては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- ① 内部メモリデータコピー機能:コピー元端末の内部メモリデータをコピー先端末の内部メモリへコピーする機能
- ② 外部メモリデータコピー機能:コピー元端末の外部メモリデータをコピー先端末の外部メモリまたは内部メモリへコピーする機能

(2) 当社は、契約者の同意を得ることなく本機能の全部または一部について変更、追加または廃止する場合があります。なお、本機能の全部が廃止された場合、本契約は終了します。

(3) 本機能の全部または一部を変更、追加または廃止による契約者の損害について、当社は、一切責任を負いません。

(4) 本アプリの使用には、コピー元、コピー先の両端末が対応端末であることが必要となります。

第4条(本契約の成立)

本契約は、お客様が本規約に同意の上、本アプリの利用を開始した時点をもって成立するものとします。

第5条(権利帰属)

本アプリに関する知的財産権は、当社または本件権利者に帰属します。これらは、知的財産権を保護する法律に基づき保護されるものであり、当社および本件権利者は、一切の権利をお客様に譲渡するものではありません。

第6条(使用許諾)

(1) 当社は、契約者が本規約を遵守することを条件として、契約者に対して、本アプリを対象端末上においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の本アプリの使用権を許諾します。

(2) 契約者は、本アプリを個人的な目的に限って利用することができるものとし、営利目的または商業目的等で利用することはできません。前項に定める以外の権利の一切は、契約者に許諾されず、当社または本件権利者に留保されるものとします。

第7条(禁止事項)

契約者は、本アプリの使用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為または該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- ① 法令、ガイドラインおよび公序良俗に反する行為
- ② 当社、本件権利者またはその他の第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害する行為
- ③ 本アプリの全部または一部の複製、販売、貸与、頒布、または第三者に当社の許諾した権利を再許諾する行為およびこれに類する一切の行為

- ④ 本アプリの全部または一部について改変、翻案、加工または二次著作物を創作する行為
- ⑤ 目的の如何を問わず、本アプリを逆アセンブル、逆コンパイルおよびリバースエンジニアリングする行為
- ⑥ 本契約に関する権利または義務について、第三者に移転、譲渡、担保権の設定その他処分する行為
- ⑦ 犯罪若しくは重大な危険行為に結びつく行為、またはこれらを助長する行為
- ⑧ 当社または第三者の営業を妨げる行為、若しくは当社または第三者の信用若しくは名譽を毀損する行為
- ⑨ 本アプリを不正な目的で利用する行為
- ⑩ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本アプリを通じて、若しくは本アプリに関連して使用し、若しくは提供する行為
- ⑪ 本アプリに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、または変更する行為
- ⑫ 当社の定める手順に反する方法で本アプリをインストールし、使用する行為
- ⑬ その他、当社が不適切と判断する行為

第8条(利用料)

本アプリは無償で使用することができます。但し、本アプリの使用等に関し、別途通信料が生じる場合があります。

第9条(情報の取得)

当社は、本アプリの改善を目的とし、以下の情報を取得します。なお、取得する情報に個人情報は含まれません。

- ・本アプリによるデータコピーに要した時間、データコピーの成否、エラー要因その他
- ・モデル名、アプリバージョン、OSバージョン等

第10条(契約者による解除)

- (1) 契約者は、いつでも本契約を解除することができます。
- (2) 前項による解除は、解除以前に生じた契約者の責任には影響を及ぼしません。

第11条(当社による解除)

当社は、契約者が本契約の定めのあるいずれかに違反したときには、契約者に対する事前の催告を行うことなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。

第12条(本契約終了時の措置等)

- (1) 終了事由に関わらず、本契約が終了した場合、契約者は本アプリを使用することはできず、

速やかに自己の占有し、または管理する全ての本アプリを再生不能な方法で消去しなければなりません。

- (2) 本契約の終了にかかわらず、第3条3項(本アプリの機能等)、第5条(権利帰属)、第7条(禁止事項)、第9条(情報の取得)、本条、第13条2項(本アプリの瑕疵等)、第16条(非保証、免責事項)、第17条(第三者に対する責任)、第18条(損害賠償)、第22条(本契約上の地位の譲渡等)及び第23条(準拠法・裁判管轄)の定めは、なお有効に存続するものとしてします。

第13条(本アプリの瑕疵等)

- (1) 本アプリに瑕疵が存在する場合、当社は必要に応じて当該瑕疵の修補を行います。ただし、瑕疵のない本アプリの提供、または当該瑕疵の修補を保証するものではありません。
- (2) 本アプリの瑕疵によって、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第14条(本アプリのバージョンアップ等)

- (1) 当社が本機能の変更、追加若しくは廃止または瑕疵の修補を行った場合、契約者において、本アプリの再ダウンロードまたはバージョンアップが必要となることがあります。
- (2) 前項に基づき本アプリのバージョンアップを行う場合、契約者において当該バージョンアップが完了するまでの間、本機能の全部または一部を利用することができないことがあります。
- (3) 対応端末の通信状況、契約状態等によっては、本アプリの再ダウンロードやバージョンアップができない場合があります。

第15条(本アプリの提供の停止・終了)

当社は、事前の連絡なく本アプリの提供を停止又は終了することがあります。

第16条(非保証、免責事項)

- (1) 当社および本件権利者は、お客様に対し、本アプリの完全性、安全性、有用性、正確性、合目的性、第三者の権利の非侵害等を、明示または黙示にも一切保証するものではありません。
- (2) 当社の責に帰すべき事由によって本アプリに関連して契約者に発生した損害(ただし、本契約において当社が責任を負わないものとされている損害を除きます。)については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、1万円を上限として損害を賠償いたします。この場合、契約者に直接かつ現実に生じた損害のみを賠償するものとしてします。なお、その他一切の損害(特別損害および拡大損害を含む。)については、当社は、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとしてします。

第17条(第三者に対する責任)

- (1) 契約者は、本アプリに関して第三者に対し損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者の費用と責任において解決し、損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の場合、当社が第三者に対し、何らかの費用(賠償金、和解金、裁判費用および弁護士報酬等を含みますが、これらに限られません。)を負担した場合、契約者は当社に対し、その費用を賠償しなければならないものとします。

第18条(損害賠償)

契約者は、契約者の責めに帰すべき事由により、本契約または本アプリに関し、当社に損害を与えた場合、当社に対し、一切の損害(裁判費用および弁護士報酬を含みますが、これらに限られません。)を賠償しなければならないものとします。

第19条(輸出入関連法規類の遵守)

契約者は、本アプリを日本国外に持ち出す場合など、日本国または諸外国の輸出入に関連する法令等(以下「輸出入関連法規類」といいます。)の適用を受ける場合には、当該輸出入関連法規類を遵守するものとします。

第20条(反社会的勢力の排除)

- (1) 契約者は、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、反社会的勢力であること。
 - ② 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第21条(規約の変更)

当社は、契約者の同意なしに、本アプリ情報サイトに変更後の規約を掲載して公表することで、本規約を変更できるものとします。なお、契約者が変更後に本アプリを利用したことをもって、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第22条(本契約上の地位の譲渡等)

契約者は、当社による書面の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利または当社若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

第23条(準拠法・裁判管轄)

- (1)本契約は、日本国法を準拠法とします。
- (2)本契約に関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日:2019年5月15日